



平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社イエローハット
代 表 者 名 代表取締役社長 堀江 康生
(コード番号 9 8 8 2 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 人事総務部長 末広 敬之
(T e l : 0 3 - 5 6 9 5 - 1 6 0 1)

取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当社は、平成24年5月25日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションとして
の新株予約権に関する報酬等の額及びその具体的内容についての議案を、平成24年6月26日開催
予定の当社第54期定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせ
いたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションを導入する理由

株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有することにより、取締役の株価上昇及び
業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションを
導入いたします。

2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

当社の取締役の報酬等の額は、平成 18 年 6 月 23 日開催の第 48 期定時株主総会において、
年額 240 百万円以内とする旨ご承認頂き今日に至っておりますが、かかる報酬等の額の範囲内
で、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てること
について承認をお願いするものです。

本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を
基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株
予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされ
ることを予定しております。

当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下の通り
です。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数は、総数 70,000 株を各事業年度にかかる定時株主総会の
日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることが
できる株式の総数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下付与株式数という）は100株とし、付与株式数が
調整された場合には、取締役に交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記（2）
の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下決議日という）以降、当社が、当社普通株式
の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）
または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、
これを切り捨てる。



調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

当社取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 700 個を、各事業年度にかかる定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から 30 年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

以 上